

自治体における石綿飛散防止に係る法令適用範囲及び条例の制定状況

法令	事前調査	届出	濃度測定	作業基準	立入検査	その他
大気汚染防止法	なし	<ul style="list-style-type: none"> レベル1, 2] ・特定粉じん排出等作業 <義務対象者：特定工事を施工する者>	なし	<ul style="list-style-type: none"> ・指示板の設置 ・隔離、前室の設置 ・負圧管理、集じん・排気装置の使用 ・石綿含有建材の湿潤化 ・除去後の処理等 	あり (特定工事の場所、特定工事に係る建築物等)	<ul style="list-style-type: none"> ・注文者の配慮（特定工事の） 注文者は、作業基準の遵守を妨げるおそれのある条件を付さないように配慮) ・罰則（作業の実施の届出義務違反、計画変更命令違反、作業基準適合命令違反）
労働安全衛生法・ 石綿障害予防規則	<ul style="list-style-type: none"> 【すべての解体工事】 ・建築物、工作物又は船舶の解体等の作業（吹き付けられた石綿等の除去の作業を含む。） ・吹き付けられた石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業 <義務対象者：事業者>	<ul style="list-style-type: none"> 【レベル1】（計画届） ・耐火建築物又は準耐火建築物で、石綿等が吹き付けられているものにおける石綿等の除去の作業 【レベル1、2】（作業届） ・壁、柱、天井等に石綿等が使用されている保温材、耐火被覆材（耐火性能を有する被覆材）等が張り付けられた建築物、工作物又は船舶の解体等の作業（石綿等の粉じんを著しく発散する恐れがあるものに限る）を行う場合における当該保温材、耐火被覆材等を除去する作業 ・吹き付けられた石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業 ・上記の作業に類する作業 	なし	<ul style="list-style-type: none"> ・作業場所の隔離 ・集じん・排気装置の使用 ・負圧管理 ・前室の設置 ・立入禁止の表示 ・石綿含有建材の湿潤化 ・呼吸用保護具、作業衣の着用 ・石綿作業主任者の選任 ・労働者の特別教育 ・洗浄設備 ・事前調査結果の掲示等 	あり (事業場に立入、帳簿や書類の検査、除去、等)	<ul style="list-style-type: none"> ・石綿等の使用の状況の通知（発注者は、当該建築物等における石綿等の使用状況等を通知するよう努める） ・建築物の解体工事等の条件（注文者は、法及びこれに基づく命令の規定の遵守を妨げるおそれのある条件を付さないように配慮） ・罰則（計画の届出義務違反、作業停止命令等違反）
建設リサイクル法	<ul style="list-style-type: none"> 【対象建設工事】（右欄） 特定建設資材（コンクリート等）の付着物（吹き付け石綿等）の有無を調査 <義務対象者：対象建設工事の発注者又は自主施工者>	<ul style="list-style-type: none"> 【レベル1、2、3】 特定建設資材を用いた建築物等に係る以下の工事 ・床面積の合計が80㎡以上の建築物解体 ・請負金額が1億円以上の建築物の修繕・模様替え等の工事 ・請負代金が500万円以上の建築物以外の工作物の解体工事又は新築工事 <義務対象者：対象建設工事の発注者又は自主施工者>	なし	(施工方法に関する基準) <ul style="list-style-type: none"> ・付着物の有無の調査、その他の対象建築物に関する調査 ・分別解体等の計画の作成 ・付着物の除去その他の工事着手前における特定建設資材に係る分別解体等の適正な実施を確保するための措置等 	あり (対象建設工事の現場、対象建設工事受注者の営業所等)	<ul style="list-style-type: none"> ・注者の義務（発注者は、費用の適正な負担等により、再資源化等の促進に努める） ・罰則（届出義務違反、計画変更命令違反、措置命令違反）

自治体名	事前調査	速度測定			作業基準（法規定以外）		立入検査（法規定以外）	その他
		届出（法規定以外）	対象繊維	測定場所・頻度	基準速度	作業基準（法規定以外）		
茨城県	なし	なし	石綿繊維	【測定場所】 ・敷地境界 【測定頻度】 ・作業中 ・大気中への石綿の排出又は飛散が最大になることが見込まれる日を含む1日以上	なし	なし	なし	なし
東京都	【レベル1、2、3】	【レベル1、2】 ・吹付け石綿の使用面積が15㎡以上 ・吹付け石綿、保温材等が使用されている建築物の延べ面積又は工作物の築造面積が500㎡以上	石綿繊維	【測定場所】 ・敷地境界4地点 【測定頻度】 ・作業前・作業時・作業後 ・作業期間が6日を超える場合は、6日ごとに1回以上	なし	東京都告示第875号に準ずる ・石綿を含む水を排水する場合は、ろ過処理その他の適切な処理を講ずる。 ・石綿成形板を除去する場合は、当該石綿含有成形板を破壊しない方法で除去する。	【レベル1、2】 ・吹付け石綿の使用面積が15㎡以上 ・吹付け石綿、保温材等が使用されている建築物の延べ面積又は工作物の築造面積が500㎡以上	なし
新潟県	なし	なし	なし	なし	なし	なし	【レベル1、2】 ・吹付け石綿等が使用され、もしくは疑いのある建築物の所有者又は特定工事を実施する者又は事業場への立入検査及び検査のための試料を収去	なし
石川県	なし	なし	なし	なし	なし	なし	【レベル1、2】 ・特定工事の疑いがある工事の行われる場所 ・石綿を飛散させている疑いのある建築物	なし
福井県	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	特定粉じん排出作業を完了した時の届出
京都府	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	【レベル1、2】 ・不適正業者の公表
大阪府	【レベル1、2、3】	【レベル1、2】 ・石綿含有成形板の使用面積が1,000㎡以上の場合は、6日ごとに1回測定	総繊維数	【測定場所】 ・敷地境界4地点 【測定頻度】 ・作業前・作業時・作業後 ・作業日数が6日を超える場合には、6日ごとに1回測定	10本/L	【レベル1、2】 ・石綿を含む水を排水する場合は、ろ過処理を講ずる。 【レベル3】 ・幕の設置、手作業による除去	【すべての解体工事】 ・事前調査の結果、石綿不使用の表示のある建築物 立入検査権限	【レベル1、2、3】 事前調査結果の表示他

自治体名	事前調査	届出 (法規定以外)	濃度測定			作業基準 (法規定以外)	立入検査 (法規定以外)	その他	
			対象繊維	測定場所・頻度	基準濃度				
兵庫県		【レベル3】 ・床面積80㎡以上の建築物の解体工事 【石綿含有建材を使用していない場合】 ・床面積1,000㎡以上の解体工事を対象 【その他】 ・配管保温材を石綿のない部分で切断するような解体・改修工事の場合で、石綿飛散の恐れのないもの	なし	なし	なし	なし	【レベル3】 ・シート養生、湿潤化、手ばらし等	【すべての解体工事】 ・法による「特定物じん排出等作業実施届出書」が提出されているもの、実際に解体工事が行われている、又は、行われようとしている場合 ・条例による「特定工作物解体等工事実施届」が提出されているもの、実際に解体工事が行われている、又は、行われようとしている場合 ・建設リサイクル法の届出をもとに立入を実施し、レベル1、2、3の有無の確認、飛散防止等の指導を実施	なし
鳥取県	【レベル1, 2, 3】	【レベル3】	【レベル1, 2】 ・作業期間が2日を超えるもの 【レベル3】 ・作業期間が2日を超えるもの ・1,000㎡以上の成形板	なし	なし	なし	【測定場所】 ・敷地境界及び敷地内等 【測定頻度】 【レベル1, 2】 ・作業前・作業中・作業後 【レベル3】 ・規定なし	【レベル3】 ・シート養生、湿潤化、手ばらし等	【レベル1, 2, 3】 ・事前調査結果の報告
香川県		なし	なし	なし	なし	なし	なし	【レベル1, 2】 ・石綿使用のおそれがある場合等	【用途毎に一定規模以上】 ・吹付け石綿を使用している建築物の届出
札幌市		なし	【レベル1, 2】	なし	なし	なし	【測定場所】 ・集じん・排気装置の排出口、前室の入口、除去作業場の直近外周、除去作業室内 【測定頻度】 ・作業中及び作業後	なし	【レベル1】 ・特定物じん排出等作業完了届出
新潟市		なし	なし	なし	なし	なし	なし	【レベル1, 2】 ・吹付け石綿等が使用され、もしくは疑いのある建築物の所有者又は特定工事を施工する者又は事業場への立入検査及び検査のための試料採取 【レベル3】 ・石綿使用のおそれがある場合	なし
さいたま市	【レベル1, 2, 3】	なし	【レベル1, 2】	石綿繊維	10本/L	【測定場所】 ・敷地境界 【測定頻度】 ・作業前・作業中・作業後 ・作業が長期になる場合、6日を超えない石綿排出等作業日数ごとに1回以上	【レベル1, 2, 3】 ・石綿含む水の石綿分離処理 【レベル3】 ・建材の手ばらし、原則、破碎・切断等を行わない	【レベル1, 2, 3】 ・事前調査結果の表示	

自治体名	温度測定				基準温度	作業基準 (法規定以外)	立入検査 (法規定以外)	その他
	事前調査	届出 (法規定以外)	対象繊維	測定場所・頻度				
横浜市	なし	【レベル3】 ・石綿を含有するセメント建材 (使用面積合計が1,000m ² 以上) 及び石綿布	石綿繊維	【測定場所】 ・作業場近辺及び敷地境界 (4方位)	なし	【レベル3】 ・現場の入口に「石綿を含有するセメント建材の解体作業中」である旨掲示 ・建築物にシートをかける ・建築物を潤滑化する 【レベル3】 ・手ばらし、湿潤化、養生 (建築物の高さ以上、4面)	【レベル3】 ・新築の施工者や工法の場合、工事が大規模であったり民家が隣接している場合等に立入調査を実施し、養生の点検や固知看板の確認を実施 【レベル3】 ・建築物の床面積が80m ² 以上の場合	なし
川崎市	【レベル1, 2, 3】	【レベル3】 ・石綿含有成形版の使用面積500m ² 以上	石綿繊維	【レベル1, 2, 3】 【作業時】 ・風下1地点を含む敷地協会4地点 【作業前・後】 ・敷地境界上の風下1地点	なし	【レベル3】 ・事前調査結果届出 ・レベル1, 2 ・レベル3 (石綿含有成形版を使用している床面積80m ² 以上) 【大気濃度測定計画届出】 ・レベル1, 2 (使用面積50m ² 以上) 【作業完了報告書】 ・レベル1, 2 ・レベル3 (石綿含有成形版の使用面積500m ² 以上)	【事前調査結果届出】 ・レベル1, 2 ・レベル3 (石綿含有成形版を使用している床面積80m ² 以上) 【大気濃度測定計画届出】 ・レベル1, 2 (使用面積50m ² 以上) 【作業完了報告書】 ・レベル1, 2 ・レベル3 (石綿含有成形版の使用面積500m ² 以上)	なし
堺市	【レベル1, 2, 3】	【レベル3】 ・使用面積100m ² 以上の場合	石綿繊維	【測定場所】 ・敷地境界 【測定頻度】 ・作業前・作業中・作業後 ・作業が6日を超える場合、6日を超えない石綿排出等作業日数ごとに1回以上	10本/L	【レベル1, 2, 3】 ・排水水の処理 【レベル3】 ・飛散防止膜の設置、手ばらし、散水、掲示板の設置、排水水の処理	なし	なし
西宮市	【レベル3】 ・使用面積80m ² 以上が対象	【レベル3】 ・石綿を使用している場合、80m ² 以上 【その他】 ・石綿を使用していない場合、1000m ² 以上	なし	なし	なし	【レベル3】 ・建材の手バラシ及び湿潤化	【レベル3】 ・業者へのヒアリングを行い、石綿使用の判断が困難な場合には、「石綿使用のおそれがある」とみなしている。	なし
八王子市	【レベル1, 2】	なし	石綿繊維	【測定場所】 ・敷地境界4か所 【測定頻度】 ・作業前・作業中・作業後	10本/L	なし	なし	なし
加古川市	なし	【レベル3】 ・床面積80m ² 以上の建築物の解体工事	なし	なし	なし	【レベル1, 2, 3】 ・現場の湿潤化、養生、石綿含有水のろ過処理等	【レベル3】	なし